

香川県立農業大学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第18号

香川県立農業大学校学則の一部を改正する規則

香川県立農業大学校学則（昭和59年香川県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(研修の名称等) 第22条 <u>技術研修科における研修の名称、内容、定員、期間等は、校長が定める。</u></p> <p>(受講の出願) 第23条 略</p> <p>(受講の<u>手続</u>及び受講の許可) 第24条 略 2 <u>前項の選考等に合格した者は、校長の指定する日までに、受講誓約書（第7号様式）を提出するとともに、受講料が定められている研修を受講する場合は、当該受講料を納付しなければならない。</u> 3 <u>校長は、前項の規定による受講手続を完了した者に対し、受講を許可する。</u></p> <p>(修了の認定) 第26条 技術研修科の<u>研修</u>の修了の認定は、受講態度及び出席状況に基づいて校長が行う。</p> <p>(修了証書の授与) 第27条 校長は、修了を認定された研修生には、修了証書（第8号様式）を授与する。</p>	<p>(研修課程等) 第22条 技術研修科に新規就農者研修課程、専門課題研修課程、農業機械研修課程、農業体験研修課程及び開放講座研修課程を置く。 2 <u>前項の研修課程における研修の種類、内容、定員、期間等は、校長が定める。</u></p> <p>(受講の手続) 第23条 技術研修科で受講しようとする者は、校長の指定する日までに、受講願書（第6号様式）を提出しなければならない。</p> <p>(受講の許可) 第24条 略 2 <u>受講は、前項の選考及び身体検査の結果に基づいて校長が許可する。</u></p> <p>(修了の認定) 第26条 技術研修科の<u>研修課程</u>の修了の認定は、受講態度及び出席状況に基づいて校長が行う。</p> <p>(修了証書の授与) 第27条 校長は、修了を認定された研修生には、修了証書（第7号様式）を授与する。</p>

第4章 証明書

(証明書の交付及び申請)

第28条 略

2 前項の申請は、証明書交付申請書(第9号様式)を校長に提出することにより行うものとする。

第5章 授業料等

(授業料等の額)

第29条 授業料、入学選考の手数料、入学金、受講料及び証明手数料(以下「授業料等」という。)の額は、香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の定めるところによる。

第4章 証明書

(証明書の交付及び申請)

第28条 略

2 前項の申請は、証明書交付申請書(第8号様式)を校長に提出することにより行うものとする。

第5章 授業料等

(授業料等の額)

第29条 授業料、入学選考の手数料、入学金及び証明手数料(以下「授業料等」という。)の額は、香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の定めるところによる。

香 川 県 証 紙 欄

(消印してはならない。)

誓 約 書

年 月 日

香川県立農業大学校長 殿

住 所
氏 名 ㊟

私は、入学に当たり、大学校の諸規則を守り、学生の本分に従って学業に励むことを誓います。

保証人
住 所
本人との関係
氏 名 ㊟

この度入学手続をしようとする上記の者については、この誓約を堅く守らせ、同人の在学中における一切の事柄について引き受けることを誓います。

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

誓 約 書

年 月 日

香川県立農業大学校長 殿

住 所
氏 名 ㊟

私は、入学に当たり、大学校の諸規則を守り、学生の本分に従って学業に励むことを誓います。

保証人
住 所
本人との関係
氏 名 ㊟

この度入学手続をしようとする上記の者については、この誓約を堅く守らせ、同人の在学中における一切の事柄について引き受けることを誓います。

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

受 講 願 書

年 月 日

香川県立農業大学校長 殿

住 所

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日

香川県立農業大学の技術研修科において受講したいので、香川県立農業大学
学則第23条の規定により提出します。

1 研修の名称

2 研修の期間

年 月 日から 年 月 日まで

受 講 願 書

年 月 日

香川県立農業大学校長 殿

住 所

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日

香川県立農業大学の技術研修科において受講したいので、香川県立農業大学
学則第23条の規定により提出します。

1 研修課程及び種類

2 研修の期間

年 月 日から 年 月 日まで

香 川 県 証 紙 欄

（消印してはならない。）

受 講 誓 約 書

年 月 日

香川県立農業大学校長 殿

住 所

氏 名 ㊟

私は、受講に当たり、大学校の諸規則を守り、研修に専念することを誓います。

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第8号様式 (第27条関係)

		第	号
修 了 証 書			
校 印		氏	名
		年 月 日	生
上 記 の 者 は 香 川 県 立 農 業 大 学 校			
技 術 研 修 科 の <u>研 修</u> を 修			
了 した こと を 証 する			
年 月 日			
		香川県立農業大学校長 氏	名 印

第7号様式 (第27条関係)

		第	号
修 了 証 書			
校 印		氏	名
		年 月 日	生
上 記 の 者 は 香 川 県 立 農 業 大 学 校			
技 術 研 修 科 の <u>研 修 課 程</u> を 修			
了 した こと を 証 する			
年 月 日			
		香川県立農業大学校長 氏	名 印

第9号様式 (第28条関係)

(日本工業規格A列4番)

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

証 明 書 交 付 申 請 書

年 月 日

香川県立農業大学校長 殿

申請者氏名 ㊟

香川県立農業大学校に係る証明書の交付を受けたいので、香川県立農業大学校学則第28条第1項の規定により、次のとおり申請します。

現 住 所	〒			
電 話 番 号				
卒業(修了)年月 及び専攻コース ・ 研 修 ・ 課 程	年 月 卒業・修了	専攻コース 研修 課程		
ふ り が な		生	年 月 日	
氏 名 (旧姓)			年 月 日	
証 明 書 区 分	部 数	単 価	金 額	発行番号
卒業(修了)証明書	部	円	円	※
在籍証明書	部	円	円	※
成績証明書	部	円	円	※
合 計	部		円	

注 1 申請者氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
2 ※欄は、記入しないでください。

第8号様式 (第28条関係)

(日本工業規格A列4番)

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

証 明 書 交 付 申 請 書

年 月 日

香川県立農業大学校長 殿

申請者氏名 ㊟

香川県立農業大学校に係る証明書の交付を受けたいので、香川県立農業大学校学則第28条第1項の規定により、次のとおり申請します。

現 住 所	〒			
電 話 番 号				
卒業(修了)年月及び 専攻コース・課程	年 月 卒業・修了	専攻コース 課程		
ふ り が な		生	年 月 日	
氏 名 (旧姓)			年 月 日	
証 明 書 区 分	部 数	単 価	金 額	発行番号
卒業(修了)証明書	部	円	円	※
在籍証明書	部	円	円	※
成績証明書	部	円	円	※
合 計	部		円	

注 1 申請者氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
2 ※欄は、記入しないでください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(香川県証紙条例施行規則の一部改正)

2 香川県証紙条例施行規則(昭和39年香川県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(証紙により徴収する使用料及び手数料)</p> <p>第2条 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>1 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)</u> 香川県立農業大学校の技術研修科受講料</p> <p><u>(4)</u>・<u>(5)</u> 略</p> <p>2～7 略</p>	<p>(証紙により徴収する使用料及び手数料)</p> <p>第2条 別表に掲げる使用料及び手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、島しょ(小豆島を除く。)又は県外に住所を有する者が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により申請等の手続を行う場合における使用料又は手数料については、この限りでない。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>1 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)別表第1 第1表 使用料の部に掲げる使用料のうち次に掲げるもの</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)</u>・<u>(4)</u> 略</p> <p>2～7 略</p>